

グ ン ゼ 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社はグンゼ株式会社と称し、英文ではGUNZE LIMITEDと称する。

第 2 条 (目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品および繊維原料の製造、加工、販売
2. 合成樹脂ならびに合成樹脂製品の製造、加工および販売
3. 微生物、酵素等生化学品ならびに紅麹等を原材料とする食酢・味噌・調味料・健康飲料水等の製造、加工および販売
4. 電子部品ならびにその他電気機械器具の製造、加工および販売
5. 機械、器具、装置類の設計製造、販売およびリース
6. 機械器具設置工事業
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、医療用品、衛生用品ならびに育児用品の製造、加工および販売
8. 緑化樹木・種苗、肥料の製造、販売ならびに造園工事および緑地管理
9. 土木、建設等建設工事ならびにプラント工事の設計、施工、監理およびその請負
10. 不動産の売買、賃貸借および管理
11. ショッピングセンター、スポーツ施設、百貨店、専門店、飲食店、遊技場、ホテル、駐車場、マンション展示場、文化施設等商業事業施設の調査、企画、設計、施工、管理、運営および経営コンサルティング
12. 保健、体育および教養、娯楽施設の経営
13. 公衆浴場ならびに温泉浴場施設の運営および管理
14. 整骨院ならびにマッサージ、針・灸の施術所等の運営・管理および健康コンサルティング
15. 運輸業および倉庫業
16. 倉庫における衣料用繊維製品の加工業務
17. 電気通信回線利用者の募集・斡旋および電気通信機器の販売・斡旋
18. コンピュータソフトウェアの開発・販売および情報・通信関連機器の販売・保守業務ならびに情報サービスの提供業務
19. 自動車、自動車部品ならびに事務用機器のリースおよび斡旋
20. 食品、清涼飲料水、台所用品、寝具、靴、装飾品、浄水器、健康機器、健康衣料等の日用雑貨品、重油、石油、灯油等の販売
21. 前号 1 ないし 7 号ならびに 17 ないし 20 号の事業目的のインターネット・カタログ等による通信、訪問販売および輸出入
22. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給・販売に関する事業
23. 労働者派遣事業および職業紹介事業

24. 前各号の事業に附帯する一切の業務

第3条（所在地）

当会社は本店を綾部市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（会社の発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（株式の買受け）

当会社は、取締役会の決議により当会社の株式を買い受けることができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主についての権利の制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することがで

- きる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。
- ②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条（株主名簿管理人）

- 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 12 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

第 14 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者および議長）

- 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

- 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数および選任方法）

当会社の取締役は15名以内とし、株主総会の決議において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（顧問および相談役）

必要のある場合は取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等という。」）は、株主総会の決議をもって定める。

第24条（取締役会の招集者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ②取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（社外取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

第 28 条（監査役の員数および選任方法）

当社の監査役は4名以内とし、株主総会の決議において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 30 条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

②予選された補欠監査役は、法令の定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。

第 31 条（常勤監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第 32 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 33 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（社外監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

第 35 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 36 条（剰余金の配当）

当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

③配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

昭和 4 2 年	1 月 2 8 日改正
昭和 4 3 年	1 月 3 0 日改正
昭和 4 4 年	1 月 3 0 日改正
昭和 4 6 年	1 月 2 8 日改正
昭和 4 8 年	1 月 2 9 日改正
昭和 5 0 年	1 月 2 9 日改正
昭和 5 8 年	2 月 2 5 日改正
昭和 6 0 年	2 月 2 7 日改正
昭和 6 2 年	2 月 2 7 日改正
昭和 6 3 年	2 月 2 6 日改正
平成 2 年	6 月 2 8 日改正
平成 6 年	6 月 2 9 日改正
平成 8 年	6 月 2 7 日改正

平成10年 6月26日改正

平成13年 6月28日改正

平成13年10月 1日改正

(みなし規定により改正)

平成14年 6月27日改正

平成15年 6月27日改正

平成16年 2月25日改正

平成16年 6月29日改正

平成17年 6月29日改正

平成18年 6月29日改正

平成19年 6月27日改正

平成21年 1月 5日改正

(みなし規定により改正)

平成21年 6月25日改正

平成25年 6月25日改正

平成29年10月 1日改正

令和 4年 6月24日改正

令和 7年 4月 1日改正